

旧常滑市民病院跡地活用 サウンディング調査実施要項

令和 7 年 6 月

常滑市

企画部企画課

1 調査の目的

未利用地となっている「旧常滑市民病院跡地」の活用に向けた検討を進めるため、跡地の市場性や民間事業者の目線でのアイデアを収集することを目的に、サウンディング調査を実施します。

2 調査概要

(1) 調査対象

所在地	常滑市鯉江本町3丁目62番1、4丁目1番1、1番2、4丁目4番1、4番2、191番地、192番地、193番地 (旧国有地部分を含む)
面積	約21,000 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率・容積率	60%・200%
接面道路の状況	北側 幅員約7.1m 東側 幅員約5.7m 南西側 幅員約20m 両側歩道付・片側1車線
交通機関	名古屋鉄道「常滑駅」 約0.7km：徒歩約8分 知多横断道路「りんくうIC」 約1.0km：車約3分 ※セントレアまで約3.0km：車約5分
近隣施設	コストコホールセール中部空港倉庫店 (約0.5km：徒歩約6分) マルス常滑駅前店 (約0.6km：徒歩約7分) イオンモール常滑 (約0.8km：徒歩約9分)
その他	・航空法による高さ制限あり ・都市再生緊急整備地域(中部国際空港東・常滑りんくう地域)として用途、容積率の緩和等、都市計画の特例あり

(2) 実施スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和7年6月24日(火)
参加申込書の受付	令和7年6月24日(火)～7月18日(金) 17:00〆切
サウンディング調査にかかる資料提出	サウンディング調査の実施3日前まで ※土・日曜日・祝日を除く
サウンディング調査の実施	令和7年8月4日(月)～8月8日(金) ※詳細な日時については「参加申込書」に基づき、調整します。
サウンディング調査の結果公表	令和7年10月中旬(予定)

(3) 参加申込書の受付

サウンディング調査に参加を希望される方は、**別紙1**「参加申込書」に必要事項を記入し、次の申込先のメールアドレスにご提出ください。

なお、件名は「**【参加申込】サウンディング調査について**」としてください。

①申込受付期間

令和7年6月24日（火）～7月18日（金） 17:00〆切

②申込先

常滑市企画部企画課 (kikaku@city.tokoname.lg.jp)

③サウンディング調査の日時及び場所

サウンディング調査への参加申込みをいただいた法人等の担当者様あてに実施日時・場所をメールにてご連絡いたします。

(4) サウンディング調査の実施

①実施期間

令和7年8月4日（月）～8月8日（金）

②所要時間

1時間程度

③場所

常滑市役所 会議室（愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5）

④サウンディング調査の内容

事前にご提出いただく**別紙2**「事前ヒアリングシート」の記載内容を踏まえ、次の項目についてご意見をお聞かせください。必要な説明資料がございましたら、ヒアリングシートと併せてご提出ください。

なお、件名は「**【ヒアリングシート提出】サウンディング調査について**」としてください。

【提出先】常滑市企画部企画課 (kikaku@city.tokoname.lg.jp)

【提出期限】サウンディング調査の実施3日前（土・日曜日、祝日除く）まで

調査項目

- (ア) 跡地活用（建設する施設用途、規模等）に関する提案
- (イ) 活用の条件（借地・購入及びその価格、活用面積等）
- (ウ) 活用にあたり想定される課題
- (エ) 今後実施予定の公募への参加意向
- (オ) その他（当事業全般に関する意見・市への要望等）

⑤サウンディング調査の進め方

参加された事業者等の皆様から上記項目に沿って、一括してご説明いただき、それを踏まえて、市側から質問等をさせていただきながら実施します。

なお、一部の項目・内容だけの提案でも構いません。また、提案内容等によっては、進行方法を変更する場合があります

⑥その他

- ・ サウンディング調査は参加される皆様のアイデア及びノウハウ保護のため、個別に行います。
- ・ 複数の法人のグループで参加することも可能です。

3 参加条件

サウンディング調査の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ・ 法人格を有すること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- ・ 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法第 17 条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て
- ・ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 留意事項

（１）サウンディング調査参加の取扱い

今回の調査への参加事業者が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。また、今回の調査に参加いただかなくても、事業者公募に応募可能です。

調査内容は、今後の公募に向けた検討の参考とさせていただきますが、双方の発言とも、あくまで現時点の想定のものとし、何ら約束をするものではありません。

（２）参加に係る費用及び説明資料の提出

参加に要する費用は、参加者のご負担となります。

（３）追加調査への御協力

具体的な公募内容を検討するに当たり、実施後にお問合せさせていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

（４）実施結果の公表

調査の実施結果の概要を本市ホームページに公表します。ただし、参加者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、事業者のノウハウ保護の観点から、事前に参加者に公表内容を確認します。

5 問合せ連絡先

常滑市企画部企画課

所在地：〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

担当：亀井・森下

電話：0569-47-6111(直通) FAX：0569-35-4329

E メール：kikaku@city.tokoname.lg.jp